

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の  
見直しについて」提言書

平成 2 7 年 1 0 月 8 日

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会

－ 目 次 －

1. 提言	1
2. 提言にあたって	2
(1) 主な論点	
(2) 審議の経緯	
① 条例改正の是非の検討（平成25年度）	
② 条例改正に向けた具体的な検討（平成26～27年度）	
3. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会が出された意見（抜粋）	4
① 地域自治協議会について	
② 市民提案制度について	
4. 平成25年度 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の開催状況	5
5. 平成26年度 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の開催状況	6
6. 平成27年度 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の開催状況	6
（平成27年10月8日現在）	
7. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員の名簿	7

参 考 資 料

1. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（現行）	9
------------------------------	---

## 1. 提言

私たち、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）は、平成 25 年 5 月より、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成 21 年奈良市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 21 条の規定に基づき検討を行ってきました。

主な点としては、「地域コミュニティ政策」の骨子となる地域自治組織（地域自治協議会）と「NPO政策」とした市民提案制度について審議を進めてきたところです。

平成 26 年 1 月 22 日に中間報告を奈良市へ提出したのち、その後も 7 回にわたる審議を重ね、今回、意見がまとまりましたので、審議会として下記のとおり提言を行います。

### 記

条例を次のとおり改正するものとする。

- 条例第 2 条（定義）に地域自治協議会の定義を追加する。

#### (8) 地域自治協議会

共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体（以下「市民等」という。）が一体となって民主的に地域づくりを行う組織をいう。

- 条例第 8 条の 2 として地域自治協議会の設置に係る規定を追加する。

#### 第 8 条の 2

市民等は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。

2 地域自治協議会の運営は、民主的で透明性が確保されたものでなければならない。

3 地域自治協議会の設置及び認定に関し必要な事項は、規則で定める。

なお、市民提案制度については、引き続き審議を重ねていきたいと思えます。

本提言が、将来にわたって市民参画及び協働によるまちづくりの発展の一助になるよう、奈良市におかれてはこれを尊重のうえ、慎重かつ迅速な検討をお願い申し上げます。

平成 27 年 10 月 8 日

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会  
会長 澤井 勝

## 2. 提言にあたって

### (1) 主な論点

審議会では、平成 25 年度から地域コミュニティ政策と NPO 政策の 2 つの論点で検討を進めてきた。

地域コミュニティ政策については、地域における新たな連携・協働の仕組みとしての地域自治組織のあり方として議論を行った。近年は自治会・町内会加入率の低下に伴い、担い手の高齢化や人材不足、新住民の不参加、進まない世代交代などの課題を抱え、その運営方法を見直さなければならない。また、地域社会における地縁型組織そのものの必要性や役割に対する認識が薄れているのであろう。

審議会は、地域自治組織の呼称を地域自治協議会（以下「地域自治協議会」という。）と定め、地域自治協議会は、同じ地域で暮らす人たちのコミュニティを再構築し、地域課題の解決が出来るような体制づくりを進め、NPO などのテーマ型団体との連携を図り、地域住民の代表性や正当性の担保が重要になるものと考えている。

NPO 政策については、主に「市民提案制度」を組上に載せ検討を行ってきた。行政の視点ではなく、市民の多様な発想から生み出される各種事業の企画を募り、それを協働して取り組むことが大切であることから、審議会は、平成 18 年度から平成 21 年度に実施された「奈良市市民企画事業」の検証を基に、その成果や課題から新たな NPO 政策について継続審議を行っている。

地域自治組織の現状としては、地域コミュニティ実態調査（平成 26 年度実施）から、多くの組織が構成員の高齢化や役員等の後継者不足に悩みを抱えていることや地域団体の運営の課題としては「予算が足りない」「活動への参加者が少ない」と資金確保や活動の限界、人材育成の仕組み、多様な活動にふさわしい組織形態のあり方などの課題があることが明らかになっている。

これからの「地域自治協議会」については、今後の人口急減や超高齢化社会の中で、最大の資源である人と人のつながりを礎にして、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって組織を形成し、暮らしを支える活動が展開されるような機能の確保や、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実行する組織でなければならないと考えられる。

## (2) 審議の経緯

### ① 条例改正の是非の検討（平成 25 年度）

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（以下「本条例」という。）の第 21 条の規定に基づき、本条例について検討を行った。

2つの論点のうち、地域コミュニティ政策については、地域の現状を把握できないため、奈良市地域活動推進課と奈良市自治連合会（以下「自治連合会」という。）に協議の依頼をしたことが契機となり、自治連合会の中に「地域自治協議会検討委員会」が設置され、検討内容である『地域自治組織の検討に関する中間報告書』が平成 26 年 2 月に奈良市に提出された。審議会は、同年の 1 月に奈良市に対して『奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて（中間報告）』を提出し、自治連合会の地域自治協議会検討委員会の協議報告、地域の機運の醸成状況を勘案して、引き続き本条例の見直しに係る検討を行うという考えを表明した。

もう 1 つの論点の NPO 政策については後会に継続して審議を行う。

### ② 条例改正に向けた具体的な検討（平成 26～27 年度）

奈良市自治連合会の『地域自治組織の検討に関する中間報告書』をもとに、主に条例の改正案について審議を行った。まず、条例に追加する場合の協議会の名称について自治連合会が検討された「地域自治協議会」という名称について審議会で確認を行い、結果として、自治連合会でコンセンサスが得られているならば、地域自治協議会という奈良市独特の名称が良いのではないかとの結論に至ったところである。

次に地域自治協議会を規定する条文について審議を行い、基本的には自治連合会の中間報告書を生かす形で検討を進めたが、具体的な規定については別に規則等を定める形で追加することが望ましいのではないかとの結論に至った。

### 3. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会が出された意見（抜粋）

#### ① 地域自治協議会について

- ・名称について、全国的には「まちづくり協議会」という名称を採用しているところが多いが、「まちづくり」という言葉はハード面まで想定される可能性があるため、表現としてあいまいではなかろうか。自治連合会でコンセンサスが得られているのならば、地域自治協議会という奈良市独自の名称を採用すると良いと思う。
- ・地域自治協議会の条文をどの位置に追加すべきかについて、条例第5条から第8条で市民、市民公益活動団体、事業者、学校それぞれの役割が規定されており、これらの多様な主体が一緒になって地域自治協議会を作るのであるから、条例第8条の後ろに追加するのが良いのではないか。
- ・地域自治協議会を規定する条文について、考え方は条例に定め、詳細は規則で定めるとい形がこの条例の性質上良いのではないか。ただし委任事項についても条例に規定しないと、規則で権利義務に関することをうたえないので、その点は注意が必要である。
- ・地域自治協議会を認定するという手続きは、認定を行う側である市長にも責任が伴う。その判断基準として地域自治計画の策定は要るのではないか。地域自治計画は、地域づくりの目標や基本的な行動方針等を定めた中長期的な計画である。市が公金を支出するに当たり、認定のための判断材料として少なくとも地域自治計画が必要である。
- ・ただ、認定の要件となるものは地域自治計画の基本構想のみとし、具体的な基本計画や実施計画は認定後に作るという形が良いのではないか。また、それらの計画作成時には行政からの支援が必要である。
- ・地域自治協議会への交付金等の支援については、これまで地域の各種団体に支出しているものを協議会に一括して交付するかどうか、また交付の期間をどうするのかなどを今後検討していくべきである。
- ・協働に対する機運は、地域によっては、住民が集まる機会はないが、意識が高いケースがある。一方で、課題も数多くあり、まとまる力が足りないケースもある。こういった地域に対する支援策がないと、地域自治協議会の設立は進まない。

#### ② 市民提案制度について

- ・制度の名称について、参画と協働に基づく提案制度であることがわかるような名称にしておくべきである。そうでなければ、協働という手法と関係のない意見や要望、苦情が出てくる危険性がある。
- ・市民提案制度の対象は、NPOだけではなく地域自治協議会にまで広げると良いと思う。

#### 4. 平成25年度 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の開催状況

回	時期	内容	出席委員数	傍聴者数
第1回 委嘱式	5月10日(金)	(1) 本条例制定の経緯について (2) 地域での取り組みについて ① 地域で決める学校予算事業 ② 放課後子ども教室推進事業 (3) 本条例見直しのスケジュールについて (4) 他先進自治体の報告 (5) 本条例見直しの論点について (6) 地域コミュニティ政策について	9人	—
第2回	6月25日(火)	(1) 本条例制定からの総括 (2) 地域コミュニティ政策について (3) NPO政策について ① (仮称) 市民提案制度 ② 非営利公益市民活動基金	10人	—
第3回	7月30日(火)	(1) 地域コミュニティ政策について (2) NPO政策について ① (仮称) 市民提案制度	9人	—
第4回	8月29日(木)	(1) 地域コミュニティ政策について (2) NPO政策について ① (仮称) 市民提案制度	9人	—
第5回	10月30日(水)	提言について	9人	2人

## 5. 平成26年度 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の開催状況

回	時期	内容	出席委員数	傍聴者数
第1回	5月23日(金)	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて	9人	—
第2回	6月26日(木)	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて	9人	—
第3回	7月15日(火)	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて	9人	—
第4回	8月28日(木)	(1) 地域自治協議会に関する条例改正案及び規則について (2) 地域コミュニティ実態調査について (3) 市民提案制度(奈良市協働政策提案制度)について	9人	2人
第5回	3月26日(木)	(1) 平成27年度のスケジュールについて (2) 地域コミュニティ実態調査について (3) 地域コミュニティワークショップについて (4) 市民提案制度(奈良市協働政策提案制度)について	7人	1人

## 6. 平成27年度 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の開催状況

(平成27年10月8日現在)

回	時期	内容	出席委員数	傍聴者数
第1回 委嘱	6月11日(金)	(1) 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画について ① 平成26年度事業評価について ② 平成27年度実施計画について (2) 地域コミュニティワークショップについて	8人	1人
第2回	8月28日(金)	(1) 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画の見直しについて (2) 地域コミュニティワークショップについて (3) 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しに関する提言について	9人	4人



7. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員の名簿

平成27年10月8日現在

	氏名	職名
会長	澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
副会長	中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授
委員	伊藤 俊子	奈良市女性防災クラブ連合会 会長
委員	辻中 佳奈子	弁護士
委員	中川 直子	(株)奈良シティエフエムコミュニケーションズ (ならどっと FM) 代表取締役
委員	中口 則弘	奈良市自治連合会 副会長
委員	福尾 和子	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 事務局長
委員	室 雅博	(公社)奈良まちづくりセンター理事
委員	渡邊 新一	会社役員

敬称略 五十音順

# 参 考 资 料

## 1. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（現行）

平成21年6月25日  
条例第34号

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 まちづくりの基本理念等（第3条・第4条）
- 第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条―第9条）
- 第4章 市民公益活動の推進（第10条―第12条）
- 第5章 市政への参画及び市との協働（第13条―第17条）
- 第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（第18条）
- 第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置（第19条）
- 第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置（第20条）
- 第9章 条例の検討（第21条）

#### 附則

わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切に、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。

しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。

これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。

これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。

さあ、みんなと一緒にまちづくりを進めましょう。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 市民公益活動 市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 営利を目的とする活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (7) 市民公益活動団体 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。

## 第2章 まちづくりの基本理念等

### （まちづくりの基本理念）

第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) すべての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。
- (5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

### （まちづくりの基本原則）

第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原

則にのっとして、市民参画及び協働によらなければならない。

(1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。

(2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。

(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

### 第3章 市民等の役割及び市の責務

#### (市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

#### (市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

#### (学校の役割)

第8条 学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

#### (市の責務)

第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。

3 市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。

4 市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

### 第4章 市民公益活動の推進

(情報の収集及び共有)

第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。

2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(拠点施設の機能の充実)

第12条 市は、市民公益活動を活性化させるため、その活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

#### 第5章 市政への参画及び市との協働

(市政への参画の機会等)

第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程のすべてにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。

(2) 市民、市民公益活動団体及び事業者からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

(市民参加の方法及び実施)

第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続(市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者及び学校から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。)を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。

3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。

4 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第15条 市は、情報公開条例第29条の規定に基づくもののほか、会議等の公開の推進に努めるものとする。

(審議会等の委員の選任)

第16条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関（以下「審議会等」という。）の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の委員にしようとするときは、当該委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(市が行う業務における協働機会の拡大)

第17条 市は、市民公益活動団体が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

(市民参画及び協働によるまちづくり推進計画)

第18条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、推進計画に基づき講じる施策の実施計画及び実施状況を公表しなければならない。

4 市長は、市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直さなければならない。見直しに当たっては、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置)

第19条 本市における市民公益活動の推進に資するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する。

第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置)

第20条 第18条第4項及び次条に定めるもののほか、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、市民参画及び協働に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 条例の検討

### (条例の検討)

第21条 市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。  
(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。  
別表第1に次のように加える。

市民参画及び協働によるまちづくり審議会の委員	日 額 10,000円
------------------------	-------------